

平成 30 年第 2 回阿武町議会臨時会 会議録

平成 30 年 5 月 31 日（木曜日）

開 会 10 時 00 分 ～ 閉 会 11 時 54 分

議事日程

開会 平成30年 5 月 31 日（木）午前10時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町
税条例の一部を改正する条例）

日程第 4 議案第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	中	野	祥	太	郎
2 番	伊	藤	敬	久	
3 番	市	原		旭	
4 番	池	田	倫	拓	
5 番	小	田	高	正	
6 番	田	中	敏	雄	
7 番	清	水	教	昭	
8 番	末	若	憲	二	

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	小	田	武	之
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	高	橋	仁	志

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。5 月も本日を残すだけとなりました。早くも明日からは 6 月に入りますが、福賀地区では田植えも終わり、日々苗の成長が見られることと思います。一方、海岸部におきましては、今、田植えの最中であります。無事田植えがすみ夏場の水不足なども起きず、すくすくと苗の成長を期待するところであります。28 日に山口県を含む九州北部が梅雨入りした模様と発表がありました。昨年より 23 日早く平年より 8 日早いとのことですが、先程、申しましたように適度な雨が降り災害が発生しないことを望んでおります。

一方、東アジアでは朝鮮半島で北朝鮮が核の開発をやめて国内の経済成長に舵を切り替えるとの発表があり、6 月 12 日には初めてとなる米朝首脳会談が行われる予定ですが、これもアメリカのトランプ大統領がどう動くかにかかっております。首脳会談が実現し、これを契機に日本人拉致問題をはじめとする諸問題が進展することを願っています。

そんな中、議員各位におかれましては、諸事ご多端の中を平成 30 年第 2 回阿武町議会臨時会の招集にあたり、応召ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本臨時会は議案 3 件ではありますが、議員各位の慎重なる審議をお願いいたしまして開会のあいさつといたします。

○議長 本臨時会に付議されます案件は、議案 3 件です。ただ今の出席議員は、8 人全員です。ただ今から平成 30 年第 2 回阿武町議会臨時会を開会

いたします。

○議長 これよりただちに会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおりです。

議長諸般の報告

○議長 これより、日程に入るに先立ち、過ぐる 3 月 2 日開催の平成 30 年第 1 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め、諸般の報告を行います。

3 月 5 日 山口県町議会議長会 2 月定例会が自治会館で開催され、本職が出席しました。

3 月 8 日 萩警察署奈古警察官駐在所の開所式が開催され、本職が出席しました。

3 月 9 日 阿武中学校の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

3 月 10 日 あぶらんど大会が町民センターで開催され、本職が出席しました。

3 月 17 日 みどり保育園卒園式が開催され、本職が出席しました。

3 月 20 日 町内小学校の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

4 月 2 日 阿武町立小中学校の教職員着任式が町民センターで開催され、本職と副議長が出席しました。

4 月 5 日 みどり保育園入園式が開催され、本職が出席しております。

4 月 6 日 阿武町戦没者追悼慰霊祭が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

4 月 9 日 町内小中学校の入学式が開催され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

5 月 21 日 益田市議会議長、副議長ほかの 5 人の方が萩・石見空港利用拡大促進のため訪問され、本職と副議長が対応しました。

5 月 24 日 平成 30 年度山陰自動車道（益田～萩間）整備促進期成同盟会総会及び萩・小郡間地域高規格道路整備促進期成同盟会総会が萩市役所で開催され、本職が出席しました。

5 月 28 日 町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、本職が出席しました。

5 月 31 日 議会運営委員会が開催され、今期臨時会についての協議がなされました。その結果につきましては、お手元に配付の資料のとおりです。以上で、諸般の報告を終わります。

○議長 ここで、本臨時会の開会にあたり町長があいさつを行います。町長。

○町長（花田憲彦） 平成 30 年第 2 回阿武町議会臨時会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

初夏とはいえ、今月後半は大変な暑さを覚えるような毎日が続いていたところではありますが、一昨日から一転して一気に梅雨の様相となって参りましたが、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多煩の中、本議会臨時会にご出席を賜り誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

まず、私事ではありますが、この 5 月で町長として 2 年目に入ったところでございます。この間、「打てば響く」をモットーに、開かれた町政、そして、躍動し「選ばれる町づくり」を目指して、各種事業を積極的に展開する中で、私なりに手応えを感じるとともに、まちづくり懇談会や各種会合、イベント等を通じて、町民の皆さんの意見に耳を傾けて、町民目線で町政を進めてきたつもりであります。

引き続き、町の魅力と活力を引き出す特色のある施策を、また、それを担っ

ていただく人材育成等を積極的に進めて参る所存でございますので、議員各位のご理解ご協力、更には、力強いご支援をお願いするものであります。

さて、今臨時会につきましては、議員各位も既にご承知のとおり、今年度から国民健康保険制度が大幅に変更となり、都道府県単位で国保事業が運営されることとなったところでありますが、この度、県から「国民健康保険事業費納付金」の額の通知及び、税率等の算定の参考となる「標準保険料率」が示されたところであります。

本町におきましては、従来、「所得割」、「資産割」、「被保険者均等割」、「世帯別平等割」の 4 方式によって税率等を定めて参りましたが、今般の制度改正によりまして、「資産割」を廃止し、「所得割」、「被保険者均等割」、「世帯別平等割」の 3 方式に移行する改正を行おうとするものでありまして、従来同様の 4 方式での税率の決定のみでありましたら専決処分ということではありますが、今回は、3 方式という大幅な算定方式・基準の変更でありますので、議会で十分なご審議、ご理解を頂いたうえで、決定したいと思ひまして、あえて臨時会という形を取らせて頂いたところでありますので、ご賢察の上、関係議案のご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本臨時会でご審議をお願いいたします議案 3 件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

先ず、議案第 1 号「専決処分を報告し承認を求めることについて」（阿武町税条例等の一部を改正する条例）につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が、今年 3 月 31 日に公布、4 月 1 日に施行とされたため、3 月 31 日付けで町税条例等の一部改正の専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第 2 号「専決処分を報告し承認を求めることについて」（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、平成 29 年 3 月 27

日に成立した地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律で、国保の財政責任主体が都道府県になることに伴う、国民健康保険税関連の改正部分が 4 月 1 日から施行されたため、また、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が、3 月 31 日に公布、4 月 1 日施行となったため、3 月 31 日付けで国民健康保険税条例の一部改正の専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第 3 号「阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、本臨時会の先程開会理由として申し上げましたが、持続可能な保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この度、県から示された「事業費納付金」及び「標準保険料率」を基本に、賦課方式を 4 方式から 3 方式に改めた上で、税率、税額等を決定するものであります。

以上、本日の議案 3 件につきましては、今申し上げましたとおりでございますが、なお詳細につきましては、後ほど担当参与からご説明いたさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 以上で町長のあいさつを終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、6 番、田中敏雄君、7 番、清水教昭君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定について議題といたします。会期については、本日 9 時より議会運営委員会が開催され、協議がなされました。協議の結果はお手元に配布の議事日程のとおりです。

お諮りします。本臨時会の会期については、議事日程のとおり、本日 1 日としたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決しました。

日程第 3 議案第 1 号

○議長 日程第 3、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長 議案の第 1 ページ目をお願いいたします。議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。専決処分書につきましては、2 ページでございます。平成 30 年 3 月 31 日付けの専決処分書でございます。専決事件は、阿武町税条例等の一部を改正する条例であります。

専決事由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）及び関係政令等が、平成 30 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されるため、同年 3 月 31 日をもって専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めるものです。改め文につきましては、3 ページから 20 ページまで、21 ページから 74 ページは新旧対照表、75 ページから説明資料でございます。

なお、条例案、新旧対照表、説明資料中におきまして、生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 号）という所が出てまいりますが、すべて法律番号が空欄となっておりますが本件法律にきましては、去る 5 月 23 日に公布され法律番号が 25 番となっておりますので補足させていただきます。なお、生産性向上特別措置法は、公布されましたが、公布後、一定の周知期間をもって施行されることとなり、実際はまだ施行されておられませんのでご了解をお願いいたします。

それでは、説明については、75 ページからの説明資料により行います。75 ページをお願いいたします。阿武町税条例等の一部を改正する条例の概要説明です。75 ページからの説明資料 1、これは改正の主要な部分の説明であります。これを中心に説明させていただきます。なお、今回の改正理由につきましては、すべて法律改正にあわせての改正、また、法律改正にあわせての新設であります。

最初であります。【固定資産税関係】で「中小企業等」への対策等であります。これは、中小企業等の設備投資を支援するための税制上の措置であります。地方税法において、生産性革命集中投資期間中、今後、平成 32 年度までの 3 年間ですが、における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画、導入促進基本計画と呼びますが、これに基づいて行われた中小企業の一定の投資について、市町村の判断で固定資産税、対象とする設備投資の償却資産、を零から 2 分の 1 の範囲で軽減すること可能とする 3 年間の時限的な特例措置が創設されまして、これに伴う規定の整備であります。これを条例中、地域決定型地方税制特例措置、所謂わがまち特例、において規定するものでございます。

阿武町におきましては、生産性向上特別措置法の法律施行又は施行日は決まっておりますが、これを受け、関係する償却資産に係る固定資産税について、

これを選択可能な零から 2 分の 1 からのうち、これを最小値である 0 とするものであります。なお、本条項の施行日は、同法律の法律施行日としております。

次に、本特例の適用期間は、生産性向上特別措置法の施行期間である平成 32 年度までの 3 年間であります。

対象となる中小企業等につきましては、法律で言う先端設備等導入計画の認定を受けた次の中小企業等のうち、地方税法で定める資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人、及び、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人等が対象となるものであります。

対象となる設備投資につきましては、町の導入促進基本計画に適合し、労働生産性を年平均 3 パーセント以上向上させる一定の機械・装置等とされ、平成 33 年 3 月 31 日（平成 32 年度末）までに行われた設備投資が対象となるものであります。

こうした設備投資について、本町においては、3 年間、固定資産（償却資産）を 0 とするものであります。

なお、この中小企業等の設備投資に係る固定資産税（償却資産）の減額制度は減額を 1/2 に固定して平成 28 年度に既に 3 年間時限で創設されているものでありますが、これについては、市町村は中に入らずに、中小企業事業者が国との間で直接やりとりするもので、今回の税政改正は、市町村が中に入り、市町村の判断で、税率を定めることができる旨の地方税法の改正に伴う条例改正であります。

この新たなこの制度につきまして、次ページに中小企業庁の説明パンフレットを掲載しております。若干説明いたしますと、説明が重複する部分がありますが、制度とすれば、市町村の判断により新規取得設備の固定資産税を最大 3 年間ゼロとするもので、中央左図の中に、国と中小企業等の間に市町村が入っております。市町村は導入促進基本計画を策定し、国への協議を行い、同意を

受けます。同時に、中小企業においては、先端設備等導入計画を策定し、町の認定をうけます。これによる対象設備について、導入後、3年間固定資産税を減額するものであります。

対象とする機械装置につきましては最低取得価格が160万円以上などの条件がありますが、対象設備が商品の生産、販売、役務の提供の用に供し、生産性向上に資することが条件となっております。以上が固定資産税関係の改正の第1点目であります。

次に77ページであります。固定資産税関係の第2点目であります。これは、固定資産税等の土地でございますが、負担調整措置について現行の仕組みを3年間再延長する規程整備であります。

固定資産税等の負担調整措置とは、土地の評価額や取引価格が急上昇しても、課税上の評価額つまり固定資産税額が急激に上昇しないようにする措置、正確にはゆるやかに上昇するようにする措置でありまして、平成9年度に基本的仕組みが導入されて以来、これまでも3年に1回の固定資産税の評価替えの年に、制度延長を継続されてまいりましたが、今回は、平成27年度から平成29年度までに行われた同土地の負担調整措置の仕組みをさらに、平成30年度から平成32年度までの3年間継続（延長）する規定の整備であります。

次は、【個人所得課税関係】であります。平成33年分個人住民税からの措置される内容についての等の条例改正であります。

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を推進する観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替、つまり基礎控除額の見直（控除額：33万円→43万円+10万円引上げ）がなされることとなったことなり、これに関連した改正等であります。

1 といたしまして、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の

所得要件及び個人均等割の非課税限度額の引き上げについては、これの振替の調整措置であります。

これは、「働き方改革」により給与所得控除・公的年金等控除が10万円下がり、基礎控除が10万円上がるもので、課税所得は変わりませんが、基礎控除を行う前の段階において、収入が同じであっても所得が、所謂給与所得控除が10万円下がることで、10万円大きくなるように見えるため、それぞれ所得を参照している要件の額を引き上げる調整措置であります。それぞれ施行日は、平成33年1月1日であります。

なお、3点目は、調整措置とは直接関係ありませんが用語の改正で、所得税法においける定義変更の改正を受け、「控除対象配偶者」の名称を「同一生計配偶者」と改めるものであります。施行は平成31年1月1日であります

次に、次ページであります。4番目といたしまして、これは基礎控除の適用範囲の見直しであります。これまで基礎控除は、所得のあるすべての方に適用されてきましたものを、今回所得において2,400万円超から遡減し、2,500円で消失、適用しないこととされることに伴う改正であります。

次に、個人住民税の5番目であります。個人住民税所得割の非課税限度額について、これについても前ページ1/2で説明しましたと同じ、基礎控除への振替の調整措置であります。以上が、個人所得課税関係の主な改正内容であります。

次は、【町たばこ税関係】の改正であります。今回のたばこ税の見直しにつきましては、紙巻たばこの税率を3段階で引き上げること、そして過熱式たばこの課税区分の新設の2点であります。内容について説明いたします。

たばこ税には、国及び地方のたばこ税があり、地方の中にはさらに県分と町分がありますが、これについては、国と地方のたばこ税の比率が1:1になるように税率が設定してあります。今回の改正は、同比率を保ったまま、今後、1

本あたりたばこ税の税率を、国と地方併せて 3 段階で 3 円引き上げるものであります。

現行税率は、1,000 本あたり 12,244 円これを 15,244 円にするものであります。

次に、加熱式たばこの課税区分の新設でありますが、加熱式たばこにつきましては、近年その需要が増加しているものですが、新商品のため、これまで税法上の特別の区分というものはなく、現在、現在の税法において、紙巻たばこではなく、旧来からあるパイプ式たばこと同じ課税方式、つまり、加熱式たばこの「一定のたばこの詰められた部分」の重さに着目し、この重さ 1 g を紙巻たばこ 1 本、現行では 1 本 12.244 円ですが、これに換算するという方法で、課税されております。今回、加熱式たばこの製品特性を踏まえ、課税区分を新設し、段階的にですが、これを 5 段階で移行するものであります。

加熱式たばこの新たな課税方式は、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式となり、平成 30 年 10 月 1 日から 5 年間かけて段階的に移行するものです。

この場合、加熱式たばこにつきましては、商品により構造等が異なりっておりますので、また、新たな方式においても商品ごとに含まれる税額は異なることとなりますが、現在の税額の差より小さくなるとされ、また、現行の紙巻たばこにより近い税額となることとされております。

また、関連して、旧 3 級品たばこについても既に平成 27 年度税政改正において、3 年間かけての一般の紙巻たばこと段階的に同じ税率にする段階的引き上げが決まっており、現在、移行中のところ、今回の紙巻たばこの税率改正にあわせ、最終引き上げ額及び時期を、延長するものであります。

また、手持品課税、つまり、今回の税率の改正に伴い、税率引上げの施行日前に売渡し等が行われた製造たばこ所持している小売販売業者に対し、引き上げ時期に応じて、手持品課税を実施することについての改正条項がございます。

次に79ページは、今説明いたしました、たばこ税の内容を説明したものであります。ご参照いただければと思います。

次ページですが、その他改正の主なものであります。まず、資本金1億円超の国内法人に対する電子申告が義務化されることに伴う規定整備。附則第10条の2については、いずれも地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例、に関する規程整備で、昨年税制の改正においても、いくつかございましたが今回地方税の改正を受け内容を追加するものであります。

内容的には、津波防災地域づくりに関する法に規定する指定避難施設関連のほか、地熱、バイオマス、太陽光等発電設備関連であります。

なお、このいわゆるわがまち特例とは、一定の施設につきまして、固定資産税の課税標準額についてその軽減割合を、全国一律ではなく、法に定める一定の範囲で自治体が規定できるものを条例で定めるものであります。

なお該当固定資産につきましては、阿武町に該当固定資産の有無如何にかかわらず、地方税法改正にあわせ規定することの国からの指導により、地方税法の整備にあわせ条文を規定するものであります。

規定に定める固定資産税の軽減割合は、すべて地方税法で定める国の参酌基準どおりとしているところであり、なお生産性向上特別措置法に基づく償却資産の軽減税割合については、参酌基準はなく地方で選択できると法律の定めでありますので、阿武町としてこれを定めるものであります。

次に、10条の3は、これも現在、阿武町には該当施設はありませんが、実演芸術の公演等を行う一定の家屋（劇場等）の固定資産税の減額関係の規定整備でございます。以上が、法律改正に伴う主要な条例改正部分であります。

次に、81ページからの説明資料2ですが、これまでの主要な条例改正部分の関係部分についてご説明いたします。三番目の第24条は、個人の町民税の非課税の範囲で、調整のための均等割等の非課税限度額を10万円引き上げる等の改

正であります。次に、次ページ上から二つ目でございます。第 34 条の 2 は所得控除で、基礎控除について合計所得金額 2,400 万円超で控除額が遡減、2,500 万円超で消失する規定であります。

次に次ページでございます。第 48 条法人の町民税の申告納付、これは資本金 1 億円超の国内法人に対する、いわゆる「電子申告の義務化」に伴う規程整備であります。

次に次ページであります。第 94 条は、たばこ税の課税標準であります。加熱式たばこの課税標準についての規定で、94 条においては第 1 段階の規定であります。なお、一部改正条例の第 2 条改正から第 5 条改正までにおいて、段階的に課税標準を新方式に移行させる規定となっておるものであり、4 年後の 5 段階目で完全に新方式に移行となります。

次に同ページ、第 95 条は、たばこ税の税率で、95 条においては第 1 段階の引き上げの規定。一部改正条例の第 3 条改正と第 4 条改正でそれぞれ引き上げの規定となっております。

次に、同ページ最下段ですが、ここから附則になります。第 5 条は、個人の町民税の非課税範囲で、調整のための所得割の非課税限度額を 10 万円引き上げる改正であります。

次に、次ページ、10 条の 2 は、先程申し上げました地域決定型地方税制特例措置、所謂わがまち特例の対象が追加されたことに伴う規定整備です。第 26 項が固定資産税（償却資産）の特例税率についての定であります。

次にその下の、第 10 条の 3 は、劇場等に関する固定資産税の規定整備です。

次に、次ページ、第 11 条は、先程も触れました土地に係る固定資産税の負担調整措置の再延長にかかる規定整備であります。

以下、一部改正、第 2 条改正から次ページ以降同第 6 条改正までの規定は、たばこ税の段階的引き上げ関係を中心とする、それぞれの施行時期に応じた改

正規定であります。以上で説明を終わります。

○議長 以上で、執行部の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「はい」という声あり）

○議長 5 番、小田高正君。

○5 番 小田高正 阿武町税条例の一部を改正するというので、75ページをちょっと開いていただけたらと思います。対象となる中小企業等というところなんですけども、とかく等という言葉が多く乱立してると思うんですけども、先ずこの一番下ですね。個人等というところがあります。中小企業の解釈は分かるんですけども、個人等については非常に幅が広いということなんで、個人事業主の方もいらっしゃるし、一般の個人という方もいらっしゃいますけども、この個人等の解釈については、あくまでも税務署に課税申告をされた開業の個人事業主の方が、あくまでも最低範囲の対象であるか。そこをちょっとお尋ねしたいと思いますけども、よろしくお願いします。

○議長 住民課長。

○住民課長 今回のですね、75ページ、対象となる中小企業等でありますけども、中小企業、所謂 1 億円以下の法人に加えて小田議員さんが申されました、従業員 1,000 人以下の個人等とあります。これについては今、小田議員さんおっしゃいましたように、所謂個人事業主さんでありまして、所謂、個人でですね業を営んでいらっしゃる方、これについて全て含まれるという解釈でよろしいかと思います。個人等の等についてはですね、所謂法人に加えて個人が含まれるということで、表現が中小企業等というのが正確の表現でありまして、個人等とつけておりましたが、個人でございます。申し訳ございません。

○議長 よろしいですか。

（5 番、小田高正議員「はい」という声あり）

○議長 5 番。

○5 番 小田高正 今回の私の質問はですね、個人等にかかることなんで、あくまでも個人事業主の方、個人事業主を公にされている方とか、されていない方色々いらっしゃるのかもしれませんが、あくまでも私の今の質問については、税務署に開業届があつて課税申告をされた対象者の個人かというのを聞いているんですけども。その辺について、しっかりちょっと答えていただけたらと思います。

○議長 住民課長。

○住民課長 課税申告を問わずですね、個人で業を営んでいらっしゃる方であれば全て入ります。ただですね、今回のその内容がですね、所謂生産設備、要は生産性を向上させるというふうな一つハードルがございますので、例えば物作りであるとか、販売であるとか、役務の提供ですから所謂サービス関係全て含まれますけども、これをその生産性が向上するというそれを実証するような計画を先ず作らなければならないという一つのハードルといつてはなんですけど、一つの国の定めがございますので、これをクリアする様な設備投資が行われれば、これによってですね償却資産が軽減されると、3年間軽減されるということがございます。なお、これを進めるにあたりましては、町もちろんですけど、商工会等と或いは個人事業主さんの三者がですね、もしそういった個人の方がいらっしゃいましたら、それでお互いに協議しながらですねそういったことが可能であれば、こういったことを進めて行くということになるかと思ひます。以上です。

○議長 よろしいですか。

(5 番、小田高正議員「はい」という声あり)

○議長 5 番。

○5 番 小田高正 関連ですけども、今言われるように先端設備等導入計画の策定、言われましたけど基本的には町の導入促進計画という物が必ず横隣であ

る訳で、これにそぐったような基本計画の策定というのが書いてありますけども、まだ町の導入促進計画という物がないと思われるんですけども、これはいつ頃策定される予定なんですか。

○議長 経済課長。

○経済課長 これにつきましては、法律の制定が先だって16日に法律が通過しております。現在といいますか法律が通りましたのちに、施行規則それから指針であったりそういった物の、今、先週の25日まででございましたけども、パブリックコメントの期間中でありました。この期間に意見を求めまして、その後、これからそのパブリックコメントに基づいた内容で各市町に指示等がある予定ということになっております。その内容によって様式等が示されるという予定になっております。

○議長 他に質疑ありませんか。

(「はい」という声あり)

○議長 1 番、中野祥太郎君。

○1 番 中野祥太郎 75ページですが、今のこれの概要から見ると阿武町内の企業が確定なんだろうが、例えば支社、支店等の工場のある本社が何処かあるということで、その支社或いは工場あたりが阿武町にあってというのも効くんでしょうかということと、0から1/2の範囲で軽減されるということなんですけど、この0から1/2、50パーセントにどういう根拠でこの軽減されるのかなと思う。それともう一つは、例えば今から企業誘致するあたりに新規開業あたりでもこれが通用するんであろうか、ということをお聞きしたいんですけど。

○議長 住民課長。

○住民課長 まず、第1問目で支社はどう適用されますかというご質問でしたけど、もちろん阿武町内に会社があり、事業をされていらっしゃる阿武町に

償却資産の課税があればというか、阿武町内の支社でも当然適用があります。

それから、2番目の税率の適用の仕方、1/2或いは0というのはどのような内容ですか、というご質問でしたけど、これは償却資産がございましたが、その償却資産例えば1,000万円決算がございましたら、これに一定の税率をかけて、その当該年度の償却資産の額を算出するわけですけれども、その課程におきまして、その課税標準となるべく価格に更にかける額、要するにそれを1/2から0の範囲で町が定めることが出来るということでもあります。つまり、0とすれば税額が0となると。1/2とすれば1/2となるということでございます。

(1番、中野祥太郎議員「はい」という声あり)

○議長 1番、中野祥太郎君。

○1番 中野祥太郎 その根拠、例えばどういった試算の設備たどか、或いはこういう問題があれば0になるとか、こういう問題があれば1/2とかという根拠があるんでしょうかということですけど。

○議長 住民課長。

○住民課長 これは、償却資産、所謂ここで76ページの中小企業庁の説明資料によりますと、下の方ですけども対象となる機械、所謂機械装置、測定器具、或いは関係備品等ですね、該当するような設備がありましたら全て対象となります。具体的に申し上げますと、例えば冷凍庫を導入することによってその会社の生産性が上がるということであれば、その冷凍庫の償却資産について、この税率が適用できるということでもあります。

(経済課長、挙手し発言を求める)

○議長 経済課長。

○経済課長 ちょっと補足させていただきます。まず、生産性向上に関します機械施設設備等がございますけども、これに関しましては年平均1パーセント以上の向上性が認められるものということで、規定がございましてこれにつき

ましては、工業界等が施設メーカーの証明を持って施設メーカーが中小企業者へこれを証明するという形になっております。それから、もう一つの条件といたしまして、計画審等支援機構の確認ということで先端設備を導入することによりまして、直接当該事業の用に供する設備の導入によって、労働生産性が年平均 3 パーセント以上向上するということの確認も必要となっていまいりますので、これは経営革新等支援機構という機関がございますので、これが中小企業者に対してこの証明書を発行するという 2 重の証明が必要になるということになっております。以上です。

(住民課長、挙手し発言を求める)

○議長 住民課長。

○住民課長 先程の税率の適用の訂正をさせていただきます。税率の適用 0 になるというものにつきましては、阿武町におきましては機械設備等にかかわらず全て 0 になるということであります。以上です。

○議長 よろしいですか。

(1 番、中野祥太郎議員「はい」という声あり)

○議長 1 番、中野祥太郎君。

○1 番 中野祥太郎 新規開業のものでもこれが効くんでしょうか。

○議長 住民課長。

○住民課長 新規開業の場合ですね。・・・(経済課長、挙手し発言を求める)

○議長 経済課長。

○経済課長 先程ご説明しましたが、生産性向上これが年平均 1 パーセント以上、従前の機械に比較して向上する物、労働生産性が年平均で 3 パーセント以上向上する物。従前の物に比較してというものがありますので、新規でありますと従前の物がないという判断になると思います。

○議長 他に質疑ありますか。よろしいですか。

○議長 質疑ないようですので、これを以て質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 討論なしと認めます。これより採決を行います。お諮りします。議案第 1 号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり承認されました。

○議長 ここで、10分間休憩をいたします。

休 憩 10時51分

再 開 11時01分

日程第 4 議案第 2 号

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長 つづきまして、日程第 4、議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長 90ページをお願いいたします。議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、説明いたします。専決処分につきましては、91ページでございます。平成30年 3 月 31 日付け専決処分でございます。

専決事件は、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

専決事由につきましては、内容は、大きく 2 点ございます。

まず、平成 29 年 3 月 27 日に成立した地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の改正部分が、この平成 30 年 4 月 1 日から施行されるため、また、第 2 点目として、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が平成 30 年 3 月 31 日に公布、同 4 月 1 日から施行されるための二つの理由からであります。これにより、専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めます。

改め文につきましては 92 から 93 ページ、94 ページから 98 ページは新旧対照表ですが、説明につきましては、99 ページからの説明資料により説明いたします。

まず、説明資料その 1 でありますが、専決でありました第 1 点目の理由による改正であります。改正概要を説明いたします。

平成 27 年 5 月 29 日に公布されました、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険制度については、平成 30 年度から山口県が財政運営の責任主体となり、町へ保険給付に要する費用を全額交付し、阿武町は、山口県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付する仕組みへと移行いたします。

こうした制度改革に伴い、去る平成 29 年 3 月 27 日に成立した関係法令等の国民健康保険税の改正部分がこの 4 月 1 日から施行されることとなり、これに伴う規定整備であります。具体的には、第 2 条等で国民健康保険税の課税額に関する規定の整備を行うための改正をおこなうものであります。

国民健康保険税の課税額につきましては、国民健康保険事業に要する費用、つまりこの費用とは、国民健康保険法の規定による、県へ納付する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用という意味ではありますが、これに充てるための国民健康保険税の課税額であると定める規定整備であります。

なお、国民健康保険税の構成内容につきましてはこれまでと変わるものでは

ありません。次に100ページをお願いします。

これは、山口県が財政運営の責任主体となり、市町とともに運営することとなることの、新たな国民健康保険事業費納付金などの仕組みについての説明であります。この説明する前段といたしまして、次ページ101ページに、県資料の抜粋がありますので、こちらをまず参照していただければと思います。国保制度改革の概要であります。

現行であるところでは、平成29年度までですが、昨年度までは国民健康保険制度は市町村単位の運営でありました。これについては、市町村間の様々な違いや、小規模自治体の財政の不安定さ等の諸課題が存在しており、このような状況をより改善、安定化させるため、各法整備等がすすめられ今般、制度改革がされることとなったものであります。

この制度改革により、平成30年度からは、都道府県単位つまり県と市町が一緒になって国保運営をすることとなりました。

改革後の新たな制度ですが、市町村においては引き続き資格管理、保険給付、保険事業の実施を行います。国民健康保険税につきましては国保事業費納付金を県に納付することとなる点で、これに対して賦課する必要があること、それが県全体として国保運営の中に組み込まれ、今度は、県から、各市町村に対し、保険給付に必要な費用の全額の交付を受けることとなる点であります。要するに県全体の市町で支えるということとなることとさせていただきます。

同ページの下に、都道府県の役割、市町村の役割が記載してありますが、県におきましては、2番目の丸、市町村ごとの国保事業費納付金を決定すること。また、3番目の丸、市町村が決定する保険料率の参考とするための市町村ごとの標準保険料率を算定・公表することがございます。市町の役割としましては、2番目の丸、国保事業費納付金を県に納付すること、3番目としまして、標準保険料率によりこれを参考とし、保険料又は率を決定、そして賦課することで

あります。

今、説明しましたことについて前100ページになりますが、これの国民健康保険などの仕組みであります。番号順に流れを振っておりますが、①で、県が納付金の額を配分いたし、標準保険料率を提示いたします。②で町がこれらを参考とし保険税或いは料を決定いたします。そして、③で保険税の賦課がございます。④は、被保険者により保険税の支払いがございます。⑤においては町は、保険税に町に直接収入される公費等を加え、国民健康保険事業費納付金を県に対して支払います。以上が、新たな仕組みであります。

資料102ページ及び103ページは、同説明についての県の説明資料であります。説明は省略いたします。以上が、第1点目の説明であります。

次に、104ページをお願いいたします。専決理由の第2点目に関する改正の説明です。まず、改正概要は、地方税法等の一部を改正する法律、公布或いは施行に伴う規定整備であります。

改正条文は、第2条及び第23条において、内容は、税政改正に伴う課税限度額の引き上げ及び軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更について等であります。

まず、第2条課税額ですが、ある一定以上に税額が増額しないように、今回、一部の課税限度額を引き上げるものであります。

具体的には、基礎賦課分、所謂医療費分ですが、これに係る限度額を54万円から58万円に引き上げるものであります。

次に、第23条で、これは国民健康保険税の減額ですが、この条項において一定所得以下の世帯の負担を軽減することについて、この判定引き上げ、所謂拡大であります。

具体的には、5割減額の対象となる所得の算定において乗すべき金額を、27万円から、27万5千円に、また、2割減額につきましても同49万円を50万円に

それぞれ引き上げる改正であります。

最後に、第 24 条の 2 は、国民健康保険税の諸手続きの簡略化に関する改正であり一部確認作業が省略できる場合があることに伴う規定の整備であります。

なお、105 ページは、ただ今説明しました制度の説明、また、106 ページ及び 107 ページは、参考資料として諸制度の解説の資料を添付しております。以上で説明を終わります。

○議長 以上で、執行部の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「はい」という声あり）

○議長 5 番、小田高正君。

○5 番 小田高正 100 と 101 ページ、両方のページを見るとですね、ここの 100 ページのところの一番下段には、各市町においては年度途中の医療費の増加などに影響されることなく、県が持つことにより財政運営の安定が図られるということで、まず、税についてはお金の流れ。それから、今町民の皆様が一番気にしてるのが、県に統一するという一方では情報があると思うんですけども、101 ページの国保制度改革これが同時に行われるということなんで、聞いてみたいと思いますけども。

都道府県が財政運営の責任を担うなど、中心的役割をしていくと、これはごもっともと思うんですけども、その中で、都道府県の役割の中で標準保険料の策定及び公表、それから国保運営方針に基づき事務の広域化と効率化を推進、というふうに書いてあります。で、一方で右の市町村の役割の欄の一番下、保険事業の実施ということで、ここなんですよね。要するに、ある程度県が持つということで各市町の事務の効率化が図られ行政サービスが拡充できるんじゃないか。今よりもですね。そういった中で、保険事業の実施が今まで以上にサービスが拡充していくものか、又は現行では今の保険事業のサービスは必ず

担保していくということを、ちょっと税とは別に事業の関係で聞きたいと思うんですけども。よろしくをお願いします。

○議長 民生課長。

○民生課長 保険給付につきましては、今おっしゃったように必要な部分については県が最終的に見て頂けるということで、赤字等の心配が無くなるということでございます。その分について町の方も安心してこの保険事業を推進できるようにになると、そういうお考えごもっともでございますし、我々の方といたしましても、29年度までの保険事業に更に加えて30年度以降充実した保険事業を実施して参りたいというふうに考えております。

○議長 他にありませんか。

○議長 質疑ないようですので、これを以て質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 討論なしと認めます。これより採決を行います。お諮りします。議案第 2 号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は原案のとおり承認されました。

日程第 5 議案第 3 号

○議長 日程第 5、議案第 3 号、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長 108ページをお願いいたします。議案第 3 号、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。なお、109ページ附

則におきまして改正後の規定の適用につきまして交付の日に施行、平成30年4月1日に遡及適用する旨を規定しておりますので、ご確認頂ければと思います。

改め文は108から109ページ、ここにすべての税率改正内容、そして110ページから118ページはこれら関係の新旧対照表、そして119ページから説明資料となっております。

それでは、199ページからの説明資料によりご説明いたします。今回の改正は、国民健康保険税の平成30年度からの制度改正に伴う賦課方式と税率等の改正であります。

改正趣旨としましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山口県と市町が一体となって国民健康保険事業の運営を図ることとなり、については山口県から平成30年度の「国民健康保険事業費納付金」の通知、及び「標準保険料率」が示されたので、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、基礎課税額等を改めるものであります。

最初に、国民健康保険税の賦課方式の改正であります。まず、賦課方式等の仕組みにつきましてご説明ののち、改正内容をご説明したいと思います。

ここで、すみませんが先ほどの議案第2号の参考資料の106ページにお戻りいただけないでしょうか。

106ページ中段の平成29年度国保税率の表であります。平成29年度の国保税の内容と各税率を示しておりますが、まず、国民健康保険税とは、いわゆる医療分、税の名称でいいますと基礎課税額、後期高齢者支援分、税の名称でいいますと後期高齢者支援金等課税額、そして介護分、介護納付金課税額の3つを合わせたものであります。また、それぞれ限度額が地方税法で決められておりますが介護分については、介護保険の第2号保険者である40歳以上65歳未満の被保険者のみが対象となります。

そして、おのおの、所得割と資産割、これを所謂応能割とされるもの、そして被保険者均等割、世帯別平等割、これが所謂応益割とされるもの、の合計額となっております。

なお、これら 4 項目につきましては、地方税法に定めがあり、4 項目すべてを取り入れる方式、いわゆる 4 方式と、資産割を除いた 3 方式、更に所得割と、被保険者均等割のみで構成する 2 方式があり、これらは賦課方式と呼ばれ、どの賦課方式を採用するかは、市町村の条例で定めによることとなっております。

これにつきましては阿武町では、従来より 4 方式を採用しておるところでございます。なお、所得や資産は、国民健康保険の被保険者の所得、及び固定資産税額を基に算出いたします。

そで今回の改正ですが、119 ページにお戻りいただけたらと思います。119 ページ、今回の改正につきまして、まず、この賦課方式について、従前の 4 方式から、資産割をなくした 3 方式へとするものであります。

なお、今回、3 方式を採用する理由につきましては、県の標準保険料率の算定方式が 3 方式を採用していること、また、県下ほとんどの市町が既に 3 方式へと移行していることに加えまして、資産割としての課題となっております、固定資産には、固定資産税が既に課税されていること。或いは年金生活者等、持ち家の方につきましては負担感があること。そして、今日、固定資産は、必ずしも収入を生むものではなく、そうした、土地や持ち家等に保険料を賦課することに対する負担感、不公平感も議論の中にあるということ等があり、また、制度的には、資産割は、応能割の所得割を補完する制度として存在し、割合も少なくとどめられておることや、今回、資産割を廃止することにおいて、今後、同一所得で同一世帯構成が同じであれば、保険料は同額となることなど一定の公平間が生まれることも考えあわせ、検討の結果、今回、資産割を廃止するものであります。なお、現在、全国的にも 4 方式から 3 方式への移行の動きがあ

ることも申し添えます。

なお、この課税方式の見直しについて、去る 2 月 26 日開催の阿武町国民健康保険運営協議会においてご説明し、資産割の廃止の方向性についてご了解をいただいております。

次に、1/20 ページをお願いいたします。税率等の改正であります。今回の改正は、制度改正に伴い山口県から納付金の額及び参考とする保険料率が示されまして、これをもって必要な税額から阿武町で税率等を算出し、その結果において、次のとおり改正を行うものであります。

税率につきましては、先ず医療分につきましては、これを改正後は中央にありますけれども、所得割を 7.1 パーセント、資産割を廃止し被保険者均等割を 28,200 円、世帯別平等割を 19,300 円、で後期高齢者支援分につきましては、所得割 2.9 パーセント、被保険者均等割 11,900 円、世帯別平等割 8,300 円、そして介護分につきましては、所得割 2.0 パーセント、被保険者均等割 10,500 円、世帯別平等割 5,000 円であります。

また、これら税率の改正により、あわせて 7 割軽減等の軽減する額も変更となりますので、1/21 ページですが、それぞれ第 23 条に定めるおのおの軽減額等についてあわせて改正を行うものであります。

また、特定世帯及び特定継続世帯につきましては、世帯別平等割の負担調整措置により平等割が 1/2 あるいは 25 パーセントの軽減がありますのでこの額もあわせて第 5 条他で定めるものであります。

この新たな税率の設定にあたって、制度改革により、これまでの算出方法と異なっておりますので、その税率等の割り出しの概略と、その結果についてご説明いたします。1/22 ページをお願いいたします。

まず、資料の左部分ですが、平成 29 年度までの算出の考え方です。これまで、阿武町においては、応能割合と応益割合が 50 対 50 になるようバランスに配

慮し、総額においてそれぞれ標記のとおり44パーセント、6パーセント、35パーセント、15パーセントとなるよう税率等を定めてまいりました。また、資産割につきましては標準割合より小さい6パーセントとしております。

同右ページ部分ですが、これが30年度からの新たな考え方です。まず、山口県は県全体の医療費を算定するなか、公費等を除き、県全体の事業費納付金総額を算出します。それを基に、各市町の事業費納付金と標準保険料率を示すこととなります。

市町はこれにより税率等を決定しますが、県が通知した事業費納付金に対応した国民健康保険税額が確保できるよう各市町で税率等を決定し、なお、改定等は市町の判断によるものになりますが、これが概略であります。

次に、123ページをお願いします。123ページは、新しい仕組みを少し詳しく説明したものであります。

まず、山口県において支出において、県全体に支払う必要な保険給付費総額の把握があります。これに必要な収入額として公費等を除く県全体の事業費納付金総額を算定します。こられがこの納付金の総額が約400億円と伺っております。これがまず基となります。

次に、この納付金総額を市町に割り振る過程となり、ここで初めて応能・応益割の考えが出てまいります。

基準は50対50ですが、都道府県によって、国からの係数提示によりその率が修正されます。所得係数で計算すると山口県の場合、応能と応益分の割合が約、そこに示しておりますように、45.67対54.33となります。資料は医療費分についてですが、後期高齢者支援分、介護分それぞれ同様でございます。よって、都道府県によりこの比率はすべて異なってくることとなります。

こうして、計算上、県全体の事業費納付金総額を、応能割総額と応益割総額に分けられ、これらをそれぞれ各市町の所得金額、世帯数等で按分し、市町ご

との応能割額と応益割額を算出します。県はこの過程において、4 方式ではなく 3 方式で算出しております。

これにより各市町の事業費納付金が算定され、世帯数等で割り戻し標準保険料率が算定され、市町に提示されることとなります。

これを受けて、阿武町での税率の算出過程ですが、124 ページをお願いいたします。阿武町の納付金総額、左上ですが阿武町の納付すべき納付金総額は、約 1 億 4,700 万円余り、県全体の 400 億円の 0.37 パーセント程度でございます。これに必要な国保税は、町に入る公費等をのぞき、約 1 億 1 千 450 万円余りとなります。

県の示された標準保険料率、ここでは A [基準] としておりますが、これをまず阿武町の平成 30 年度の被保険者のデータ、この 5 月 7 日現在ですが、これにそのまま適用いたしました。その結果、医療、支援、介護それぞれの若干の過不足を生じたので、過不足調整をそれぞれ 0.1 パーセント 100 円単位として行った結果、この国保税総額を充たす最も近い税率を算出し、これが A + B の部分ですが、算出されましたので、これをもって新しい税率の案とするものであります。

次の、125 ページは、算出ページの適用結果について、そのまとめを記載したものであります。

平成 29 年度と平成 30 年度を比較し、全体的な増減傾向を記載しております。

平成 30 年度、基礎数値は、被保険者数 1,051 人、世帯数 671 世帯で、双方とも減少しておりますが、計算結果、調定額総額は、9,840 万 5,000 円と、昨年の 1 億 499 万 3,000 円を下回る結果となりました。よって、一人たりに換算いたしますと、被保険者一人当たりにつきましては 9 万 3,630 円、2,870 円の減額、また 1 世帯あたりにつきましては、平均税額は、14 万 6,655 円、4,414 円の減額となるところであります。

これは、県の標準保険料率をもとに事業費納付金に必要な国保税総額から逆算し試算した結果によるものであり、これまでの阿武町単独ではなく、県全体から阿武町分のシェアを基に算出することとなったことによると考えております。

なお、世帯個別で考えますと、資産割の廃止により、前年度までありました資産割の分が減る一方、その分、所得割及び均等割、平等割は増額となります。差し引で所得と資産の額の関係等もあり、増・減の世帯が出てまいります。

ここに記載しておりますように、傾向といたしまして、軽減のない世帯におきましては、個々により増減は様々であります。所得割及び均等或いは平等割の増額の影響で上がる傾向であると考えられます。また、軽減のある世帯におきましては、固定資産のある世帯では、その分減額の傾向に、そして資産割のない世帯につきましては所得割、均等割、平等割の増額に、ただ、減額措置により緩和されることもありますけれども、こうした傾向がございます。

なお、平成30年度以降、同一の所得及び水準の世帯構成であれば、資産の有無にかかわらず保険税は同額となります。以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

○議長 以上で、執行部の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「はい」という声あり）

○議長 7 番、清水教昭君。

○7 番 清水教昭 私からですね、大きく 2 項目にわたってご質問をさせていただきます。まず、120 ページ。そこを開いて頂きますと、税率等の改正で、改正前と改正後の金額が提示されております。医療分と後期高齢者支援分と、介護分となります。その中で、後期高齢者のところでございますが、改正前と改正後は倍に金額が膨らんでおるわけですね。だから、これの背景を少し述べて頂けますか。

それと併せて、ここの後期高齢者の支援分が倍増えたことによって、住民の皆様方の日常生活にどのように影響が出るのかなという形でお話をして頂けませんか。以上です。

○議長 民生課長。

○民生課長 120ページの後期高齢者支援分の違いの部分でございますが、国保の保険税につきましては平成27年から29年までの3年間につきましては、据え置きという形で移行をしております。今回県から示されました標準保険料率と阿武町の税率が、この29年までの部分でございますが、これにやっぱり標準保険料率との乖離がございましたので、今回その県の標準保険料率の方に金額を近づけていったという形でございます。それまでは、県の方に今回のような納付金という形がございましたので、阿武町で集めた保険税をそのまま保険の給付の方に向けておりましたので、今回のように医療費分、後期高齢者支援分、介護分というような形で保険の給付を行ったわけではありませんでした。が、今回からは、県の方に納付するにあたって医療分いくら、後期高齢者支援分いくら、介護分いくらという形で県の方からの請求がございますので、なるべく県の標準保険料率に合わせていく必要があったので、こちらの方に近づけていったということでございます。

なお、この変更につきましては、あくまでも保険税総額の内訳の比率の変更でありますのでこれまで医療分が約76パーセントであったものが今回65パーセント程度になります。後期高齢者支援分につきましては、14パーセント程度であったものが、26パーセント、介護分につきましては、9.4パーセントであったものが8.2パーセントというふうにそれぞれの比率は変わりますけれども総額につきましては、先程最終ページにありましたように若干の減額という形になりますので、あくまでも中身の比率が変わったというそういう形でございます。

○議長 よろしいですか。

(7 番、清水教昭議員「はい」という声あり)

○議長 7 番、清水教昭君。

○7 番 清水教昭 金額の比率の内容については、大変理解いたしました。そうしたときに、この住民ですね。住民の皆様方は特別にこう変わるよとか、こういうふうには負担がかかるよとか、そういうふうなことはございますか。

○議長 住民課長。

○住民課長 今のですね、議案書の 120 ページ、各税率等が 29 年度と 30 年度の比較がありますけども、今ですね清水議員さんがおっしゃいました、後期高齢分、被保険者均等割、世帯別平等割、それぞれアップしております。でですね、保険料を支払うときに、ここに書いてございますけども、保険料を負担するときには、この 3 つの医療分、後期と介護を合算したものを支払うことになるわけです。いまここで、今後期につきましてはですね、あのちょっと説明いたしますと、後期高齢についてはいま基礎額が増えたので、税率がアップしましたが、医療分と介護分については逆に縮小しております。でですね、この医療と後期と介護、これ合算いたしますとですね、被保険者均等割がですね、3 つを合算しますと 3,000 円のアップになります。平等割りが 200 円のアップになります。これはですね、もう少し申し上げますと、医療分の被保険者均等割は 2,500 円の減額です。で、平等割りは 3,500 円の減額になります。後期の方につきましては、均等割りは 6,100 円の増額、で平等割りは 4,100 円の増額と、最後に介護分につきましては、それぞれ 600 円と 500 円の若干の減額ということでですね、これを全部合算しますとですね、均等割でしたら 3,000 円の増額、そして平等割でしたら 200 円の増額と、こういうふうになります。

したがって、平等割額が 3,000 円上がるということはそれだけ負担が増えるということになるんですけども、一方でですね、資産割がどの程度あるか

分かりませんが、これは家庭によって全部違うと思いますが、これを全部合算しますと、正確に言ったら 38.9 パーセント、約 4 割が資産割になります。したがってですね、均等割とか平等割りとかは全体的に上昇しますが、世帯によって資産割額がある世帯は全て資産割額がなくなります。従って、この家によっては増える世帯もあるかもしれませんが、減る世帯も出てくるということでございます。

なおですね、今ですね、被保険者の均等割が 3,000 円上がると言いましたけど、今阿武町の国保の世帯の中で所得の軽減のかかる方が、6 割程度おられます。従って、まるまる 3,000 円がですね、上がる世帯は 4 割と残りの 6 割の世帯は、まるまる 3,000 円が上がるのではなくてですね、例えばまわり軽減の家庭では約 900 円のアップで収まるということで、ストレートに上がる額が反映する世帯もありますけども、阿武町の半分以上の家庭はですね所得軽減がかかっていますので上がる額がそのまま上がるのではなく、軽減を受けた額のみが上がるということで、上がる額も緩和されるというふうに考えております。

○議長 よろしいですか。

(7 番、清水教昭議員「はい」という声あり)

○議長 7 番、清水教昭君。

○7 番 清水教昭 はい、理解いたしました。それでは、2 項目目の質問に入らせて頂きます。ページでいきますと 125 ページですね。そこの下側になりますが、資産割の廃止によりということで文書がずっと 3 行目に渡って書いてございます。その 3 行目のところで、読み上げますと、固定資産のある世帯は、殆どの世帯で減額と書いてあります。これは非常に良いかなと思います。

問題は次の文書ですけど、そういう無い世帯は増額とこう書いてある訳ですね。で、固定資産のない世帯、即ち土地とか家屋ですね。そういう世帯って阿武町にあるのかなと。あるとするとすればどういう世帯なのかな、差し障りの

ない程度で事例を言って頂いたらなと思います。そしてそこが無い固定資産の無いところは増額になると、ちょっとこれは厳しいんじゃないかなと思うんですけど、どうして増額になるのかな。ちょっとその辺の背景も踏まえてご説明して頂いたらなと思います。よろしく申し上げます。

○議長 住民課長。

○住民課長 今清水議員さんがおっしゃいました、固定資産の無い世帯とは、あるのか無いのかどうなのかというご質問、第 1 項目目でございますけども。国保に限らずですね阿武町全世帯、固定資産、土地建物ある訳なんですけども、先ずですね、免税点というものがあります。土地家屋がありまして一定の以下でありますとですね税額が 0 になります。それがですね、土地の場合は家庭標準額 30 万円、家屋の場合は 20 万円ですけども、阿武町の全納税義務者の内です、固定資産はお持ちなんですけども免税点以下の方については税額がかかりません。今言った基準額以下ですから。こういう方がですね阿武町全体で見渡しますと、国保の世帯に限りませんが約 36 パーセント、この固定資産については納税義務者の方については免税されております。要は固定資産税がかからない。そういうことであります。そういう実態が先ずありますので、そういう方については固定資産割りはございません。

それから、国保につきましてはですね、国保の納税義務者は世帯課税主義というか、その世帯主に税がかかります。ですから、世帯主さんが国保の方、奥様が国保の方、まあ子どもさんも国保の方かもしれませんけども、世帯主さんがですね、国保じゃない方、世帯主さんが国保から外れた方、例えば 75 歳以上になって後期高齢者になられたとか、或いはご主人さんが、固定資産の納税義務者をご主人さんであるんですけど、その方が会社にお勤めだとか、そういった部分ですね、固定資産があっても国保上固定資産にかからない方がありますので、こういうことで固定資産がない方が出てまいります。以上が国保につ

いて固定資産が無い事例です。

それから、例えば町営住宅のお住まいとか、借家にお住まいとかそういった方々も固定資産がないとされる一つになります。したがってそういうふう固定資産かからない方が出てくるということでございます。

それから、今のご質問の固定資産のない家庭については増額になるという風な表現がここに出しておりますが、これはどういうことなのかというふうなご質問でございました。今、全体的なお話を申し上げますと今まで固定資産、ある方と無い方がいらっしゃるわけでありまして、資産割がなくなった分この資産割が減少した部分をですね、資産割がなくなれば、その分だけ除けてしまえば全体の分は減ってしまいますのでその分均等割であるとか、所得割であるとか、それに全体的に薄くですねその分を振り分けると申しますか、計算上ですね資産割の分をですね、減の影響をですね均等割と平等割りに逆に少しずつ上乗せする必要があるということで、平成30年度からはですね昨年に比べてどなたも均等割と平等割りが少しずつアップするということになります。

ということでありまして、ここで無い世帯は増額するというふうに標記しております。以上です。

(「はい」という声あり)

○議長 2番、伊藤敬久君。

○2番 伊藤敬久 関連の質問をしたいと思いますが、今までは4方式、資産割を入れて計算をすると、今回からですね資産割を外して3方式でやるということで、前回の国民健康保健委員会の際に29年度所得が確定した時点で試算をしてですね、急激に大幅に上がる時は激変緩和を考えておるといような答弁があったかと思いますが、その辺の激変緩和をされるのかどうか、またされない理由を教えてくださいと思います。

○議長 住民課長。

○住民課長 今回ですね、激変緩和というものはいたしません。これについてはですね、先程の説明ともダブるんですけども、これまで資産割のあった方はですね、これは全て無くなります。国保の税額におきましてですね、平等割、均等割額というのがありますけども、これにつきましては、所得の低い方は 7 割軽減となる、5 割軽減とかがございます。一方でですね、資産割につきましては軽減措置というのがございませぬ。所得が多かろうが少なかろうが固定資産を持っていらっしゃる方は同じように資産割というのにかかって参ります。この資産割というものがなくなるということでもありますけども、一方で均等割と平等割額の増加額がですね、これにつきましては全体が少しずつ上がるということ、その上がる額が全体にかかりますので極端な増額というふうなことにはなっていないというふうに考えておりまして、激変緩和というものは考えておらないということでございます。

○議長 他にありませんか。

○議長 質疑ないようですので、これを以て質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 討論なしと認めます。これより採決を行います。お諮りします。議案第 3 号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

○議長 以上で本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 11時54分

地方自治法第 1/23 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 清 水 教 昭